

那覇市公報

第 1 7 2 3 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

- 那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局調査法制課）・・・ 812
- 那覇市都市計画地場産業振興地区建築条例の一部を改正する条例（建築指導課）
..... 814

◇規 則◇

- 那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（市営住宅課）..... 814
- 那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（保護管理課）
..... 815
- 認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則
（こどもみらい課）..... 817
- 那覇市保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（こどもみらい課）..... 819
- 那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則
（こどもみらい課）..... 821
- 那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則
（こどもみらい課）..... 823

◇告 示◇

- 平成 30 年（2018 年）8 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について
（総務課）..... 825
- 那覇広域都市計画公園の変更について（都市計画課）..... 826

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課)	826
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課)	827
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について (保護管理課)	828
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について (保護管理課)	829
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について (保護管理課)	830
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について (保護管理課)	831

◇ 公 告 ◇

○福祉施設等との随意契約の公表について (公園管理課)	831
○本部都市計画公園事業及び那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課)	832
○平成 29 年度那覇市人事行政の運営等の状況 (人事課)	833
○個人情報業務届出書の公表について (市民生活安全課)	858
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について (市民生活安全課) ..	885
○真和志庁舎照明用安定器全数調査業務委託の制限付一般競争入札の実施について (管財課)	887
○那覇市消防通信ネットワーク利用に係る入札の実施について (消防局指令情報課)	890

◇上下水道局規程◇

- 那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程…………… 894

◇上下水道局告示◇

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 895
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について…………… 895
- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて…………… 896
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 896

◇選挙管理委員会告示◇

- 辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の制定を求める沖縄県条例制定請求者署名簿の縦覧の期間及び場所について…………… 897
- 辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の制定を求める沖縄県条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名の総数について…………… 898

◇農業委員会告示◇

- 那覇市農業委員会規程の一部を改正する告示…………… 898

条 例

那覇市条例第50号

平成30年 8 月10日

公 布 済

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
(常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属)	(常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属)																																				
第2条 常任委員会の委員の定数及びその所管事項は、次の表のとおりとする。	第2条 [略]																																				
<table><tr><th>名称</th><th>定数</th><th>所管事項</th></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>建設常任委員会</td><td>[略]</td><td>都市みらい部、まちなみ共創部及び上下水道局の所管に属する事項</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>厚生経済常任委員会</td><td>[略]</td><td>市民文化部、経済観光部、環境部、健康部及び農業委員会の所管に属する事項</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table>	名称	定数	所管事項	[略]			建設常任委員会	[略]	都市みらい部、まちなみ共創部及び上下水道局の所管に属する事項	[略]			厚生経済常任委員会	[略]	市民文化部、経済観光部、環境部、健康部及び農業委員会の所管に属する事項	[略]			<table><tr><th>名称</th><th>定数</th><th>所管事項</th></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>建設常任委員会</td><td>[略]</td><td>環境部、都市みらい部、まちなみ共創部及び上下水道局の所管に属する事項</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>厚生経済常任委員会</td><td>[略]</td><td>市民文化部、経済観光部、健康部及び農業委員会の所管に属する事項</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table>	名称	定数	所管事項	[略]			建設常任委員会	[略]	環境部、都市みらい部、まちなみ共創部及び上下水道局の所管に属する事項	[略]			厚生経済常任委員会	[略]	市民文化部、経済観光部、健康部及び農業委員会の所管に属する事項	[略]		
名称	定数	所管事項																																			
[略]																																					
建設常任委員会	[略]	都市みらい部、まちなみ共創部及び上下水道局の所管に属する事項																																			
[略]																																					
厚生経済常任委員会	[略]	市民文化部、経済観光部、環境部、健康部及び農業委員会の所管に属する事項																																			
[略]																																					
名称	定数	所管事項																																			
[略]																																					
建設常任委員会	[略]	環境部、都市みらい部、まちなみ共創部及び上下水道局の所管に属する事項																																			
[略]																																					
厚生経済常任委員会	[略]	市民文化部、経済観光部、健康部及び農業委員会の所管に属する事項																																			
[略]																																					
2～3 [略]	2～3 [略]																																				
備考																																					
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。																																					
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。																																					

付 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年8月13日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際、現に改正前の那覇市議会委員会条例第2条第1項の建設常任委員会又は厚生経済常任委員会(以下「改正前の常任委員会」という。)の委員長、副委員長又は委員(以下「委員等」という。)である者は、改正後の同項の建設常任委員会又は厚生経済常任委員会(以下「改正後の常任委員会」という。)の委員等となるものとし、改正後の常任委員会の委員等の任期は、改正前の常任委員会の委員等の残任期間に相当する期間とする。
- この条例の施行の際、現に改正前の常任委員会において閉会中の継続審査に付されている事件は、改正後の第2条第1項の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会の継続審査に付されたものとみなす。
- この条例の施行の際、現に改正前の那覇市議会委員会条例第2条第1項の厚生経済常任委員会に付託されている事件(前項に規定するものを除く。)は、改正後の同条例第2条第1項の厚生経済常任委員会に付託されたものとみなす。

那覇市条例第51号

平成30年 8 月22日

公 布 済

那覇市都市計画地場産業振興地区建築条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市都市計画地場産業振興地区建築条例の一部を改正する条例

那覇市都市計画地場産業振興地区建築条例(平成25年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(建築の制限の緩和) 第4条 地場産業振興地区内においては、法第48条第4項、<u>第8項及び第9項</u>の規定にかかわらず、陶器の製造に係る事業の用途に供する建築物であつて、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに限り、これを建築することができる。 (1)～(2) [略]	(建築の制限の緩和) 第4条 地場産業振興地区内においては、法第48条第4項、<u>第9項及び第10項</u>の規定にかかわらず、陶器の製造に係る事業の用途に供する建築物であつて、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに限り、これを建築することができる。 (1)～(2) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第41号

平成30年 8 月21日

公 布 済

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(優先的選考) 第5条 条例第9条第3項に規定する規則で定める特別の事由により速やかに公営住宅に入居させる必要があると認める者は、次に掲げる者とする。 (1)～(10) [略] <u>(11)～(12)</u> [略] 2 [略] 3 市長は、前項の倍率優遇措置に加え、<u>第1項第12号</u>に該当する者について、条例第9条第2項の公開抽選における当選確率を引き上げることができる。	(優先的選考) 第5条 [略] (1)～(10) [略] <u>(11) 犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項の犯罪被害者等で、市長が別に定める要件を具備するもの</u> <u>(12)～(13)</u> [略] 2 [略] 3 市長は、前項の倍率優遇措置に加え、<u>第1項第13号</u>に該当する者について、条例第9条第2項の公開抽選における当選確率を引き上げることができる。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第42号

平成30年8月21日

公 布 済

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則(平成25年那覇市規則第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(生活保護法関係) 第2条 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。)第19条第4項及び<u>法第55条の4第2項</u>の規定により所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(9) [略] <u>(10) 法第55条の5の規定による就労自立給付金に係る報告に関すること。</u> <u>(11)～(17) [略]</u> 2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定により、法に関する事務のうち所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>法第77条第1項及び第78条</u>の規定による費用等の徴収に関すること。	(生活保護法関係) 第2条 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。)第19条第4項及び<u>第55条の4第2項(法第55条の5第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定により所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(9) [略] <u>(10) 法第55条の5の規定による進学準備給付金の支給に関すること。</u> <u>(11) 法第55条の6の規定による就労自立給付金又は進学準備給付金に係る報告に関すること。</u> <u>(12)～(18) [略]</u> 2 [略] (1) [略] (2) <u>法第77条第1項、第77条の2第1項、同条第2項(法第78条第4項において準用する場合を含む。)</u>及び<u>第78条第1項から第3項までの規定による費用等の徴収に関すること。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあ る全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第2号の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

那覇市規則第43号

平成30年 8 月21日

公 布 済

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則(平成27年那覇市規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年9月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表備考第2項の改正規定(「328条」を「第328条」に改める部分及び「保育料にあつては」を「利用者負担額については」に改める部分に限る。)及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、施行日以後の利用に係る改正後規則第2条第2項第3号の利用者負担額について適用し、施行日前の利用に係る同号の利用者負担額については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後の利用に係る改正後規則の規定による前項の利用者負担額の決定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

[改正前 別記]

別表(第3条関係)

[略]
備考
1 [略]
2 「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割(同法 <u>328条</u> の規定によって課する所得割を除く。)であつて、1号認定園児又は2号認定園児が幼稚園に在籍する年度(当該年度中4月から8月までの間に係る <u>保育料にあつては、その前年度</u>)分のものをいう。 <u>ただし、この所得割の額を計算する場合において、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定は、適用しないものとする。</u>
3～9 [略]

[改正後 別記]

別表(第3条関係)

[略]
備考
1 [略]
2 「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)であって、1号認定園児又は2号認定園児が幼稚園に在籍する年度(当該年度中4月から8月までの間に係る利用者負担額については、その前年度)分のものをいう。 <u>この場合において、所得割の額の計算は、法令の規定によるほか、次に定めるところによる。</u>
(1) <u>子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算する。</u>
(2) <u>1号認定園児又は2号認定園児が幼稚園に在籍する年度の前年度(当該年度中4月から8月までの間に係る利用者負担額については、その前々年度)の1月1日において、保護者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有していた場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有した者とみなされる場合を含む。)は、地方税法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を100分の6として算定する。</u>
3～9 [略]

那覇市規則第44号
平成30年 8 月21日
公 布 済

那覇市保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育の利用等に関する条例施行規則(平成27年那覇市規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年9月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表第1備考第4項の改正規定(「にあっては」を「については」に改める部分に限る。)及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市保育の利用等に関する条例施行規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、施行日以後の保育の利用に係る保育料について適用し、施行日前の保育の利用に係る保育料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後の保育の利用に係る改正後規則の規定による保育料の額の決定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

[改正前 別記]

別表第1(第12条関係)

[略]
備考
1～3 [略]
4 「均等割」とは地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号の均等割、「所得割」とは同項第2号の所得割(いずれも同法第328条の退職手当等に係る所得によるものを除く。)であって、それぞれ保育児が在籍する年度(当該年度中4月から8月までの間に係る保育料に <u>あつては</u> 、その前年度)分のものをいう。 <u>ただし、所得割の額を計算する場合において、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定は、適用しないものとする。</u>
5 前項の規定にかかわらず、平成26年度の末日から引き続き在籍している保育児に係る保育料については、当該保育児が在籍している間に限り、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限

る。)に係る取扱いについて(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」の規定により計算された市町村民税の額に基づき決定することができる。

6～12 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第12条関係)

[略]

備考

1～3 [略]

4 「均等割」とは地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号の均等割、「所得割」とは同項第2号の所得割(いずれも同法第328条の退職手当等に係る所得によるものを除く。)であって、それぞれ保育児が在籍する年度(当該年度中4月から8月までの間に係る保育料については、その前年度)分のものをいう。この場合において、所得割の額の計算は、法令の規定によるほか、次に定めるところによる。

(1) 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額がある場合は、当該金額を加算する。

(2) 保育児が在籍する年度の前年度(当該年度中4月から8月までの間に係る保育料については、その前々年度)の1月1日において、保護者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有していた場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有した者とみなされる場合を含む。)は、地方税法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を100分の6として算定する。

5 前項前段の規定にかかわらず、平成26年度の末日から引き続き在籍している保育児に係る保育料については、当該保育児が在籍している間に限り、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」の規定により計算された市町村民税の額に基づき決定することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

6～12 [略]

那覇市規則第45号

平成30年8月21日

公 布 済

那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則(平成27年那覇市規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年9月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表備考第3項の改正規定(「328条」を「第328条」に改める部分及び「にあつては」を「については」に改める部分に限る。)及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、施行日以後の利用に係る保育料について適用し、施行日前の利用に係る保育料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後の利用に係る改正後規則の規定による保育料の額の決定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

[略]
備考
1～2 [略]
3 「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割(同法328条の規定によって課する所得割を除く。)であつて、園児が幼稚園に在籍する年度(当該年度中4月から8月までの間に係る保育料にあつては、その前年度)分のものをいう。 <u>ただし、この所得割の額を計算する場合において、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定は、適用しないものとする。</u>
4～10 [略]

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

[略]

備考

1～2 [略]

3 「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)であって、園児が幼稚園に在籍する年度(当該年度中4月から8月までの間に係る保育料については、その前年度)分のものをいう。この場合において、所得割の額の計算は、法令の規定によるほか、次に定めるところによる。

(1) 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額がある場合は、当該金額を加算する。

(2) 園児が幼稚園に在籍する年度の前年度(当該年度中4月から8月までの間に係る保育料については、その前々年度)の1月1日において、保護者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有していた場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有した者とみなされる場合を含む。)は、地方税法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を100分の6として算定する。

4～10 [略]

那覇市規則第46号

平成30年 8 月21日

公 布 済

那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則(平成28年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年9月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表第1備考第5項の改正規定(「にあっては」を「については」に改める部分に限る。)及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後の利用に係る改正後規則の規定による使用料の額の決定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

[改正前 別記]

別表第1(第15条関係)

[略]
備考
1～4 [略]
5 「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)であって、1号認定園児がこども園に在籍する年度(当該年度中4月から8月までの間に係る使用料に <u>あつては</u> 、その前年度)分のものをいう。 <u>ただし、この所得割の額を計算する場合において、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定は、適用しないものとする。</u>
6～13 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第15条関係)

[略]
備考
1～4 [略]
5 「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)であって、1号認定園児がこども園に在籍する年度(当該年度中4月から8月までの間に係る使用料については、その前年度)分のものをいう。 <u>この場合において、所得割の額の計算は、法令の規定によるほか、次に定めるところによる。</u>
(1) 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額がある場合は、当該金額を加算する。
(2) 1号認定園児がこども園に在籍する年度の前年度(当該年度中4月から8月までの間に係る使用料については、その前々年度)の1月1日において、保護者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有していた場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有した者とみなされる場合を含む。)は、地方税法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を100分の6として算定する。
6～13 [略]

告 示

那覇市告示第 195 号
平成 3 0 年 8 月 9 日
掲 示 済

平成 30 年 (2018 年) 8 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 30 年 (2018 年) 8 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 城 間 幹 子

付 議 事 件 名

- 1 那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 2 委員会への付託陳情
 - ・しんかぬちやーまーい入口の交差点の信号機と横断歩道設置について

那覇市告示第 204 号

平成 30 年 8 月 27 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 覇 市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
5・5・那3号 識名公園
変更する部分 那覇市字真地の一部
- 3 縦覧場所
那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所本庁舎 9 階）

那覇市告示第 219 号

平成 30 年 9 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
あなはクリニック	滝川 典子	平成 30 年 7 月 30 日
那覇市那覇市牧志 2－23－9 シンカ牧志ビル 3 F		
かなさんデンタルケア小禄	池 徹	平成 30 年 8 月 9 日
那覇市宮城 1－18－1 エスタジオ小禄 B 1		
訪問看護ステーション ケアプラス	合同会社 b o n d s	平成 30 年 7 月 12 日
那覇市松尾 2－19－32 開南 J Tビル 201		

那覇市告示第 220 号

平成 30 年 9 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	廃止年月日
所 在 地		
ふく薬局 開南バス停前店	株式会社 ふく薬品	平成 30 年 5 月 31 日
那覇市松尾 2 丁目 17 番 28 号		

那覇市告示第 221 号

平成 30 年 9 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
金崎 正憲	あん摩・マッサージ はり・きゅう	平成 30 年 7 月 30 日
(出張専門)	—	
佐藤 政雄	あん摩・マッサージ はり・きゅう	平成 30 年 7 月 30 日
琉球治療院	那覇市銘苅 2 丁目 11 番 19 号 グローヴィーサイト新都心 201	
屋宜 秀多朗	柔道整復	平成 30 年 7 月 17 日
おなが小緑整骨院	那覇市小緑 414-5 1 F	

那覇市告示第 222 号

平成 30 年 9 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者 氏 名（施 術 所 名 称）		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
小泉 禎久（おもろまち鍼灸治療院）		平成 30 年 7 月 1 日
施術所の所在地	那覇市銘苅 2 丁目 12 番 1 号 パークサイドツグミ 403 (那覇市銘苅 2 丁目 6 番 10 号 ベルフォーレ ielcos A-201)	

那覇市告示第 223 号

平成 30 年 9 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
那覇市地域包括支援センター古波蔵		平成 30 年 7 月 1 日
所在地	那覇市古波蔵 4 丁目 7 番 5 号 古波蔵アパート 1 F (那覇市古波蔵 1 丁目 24 番 21 号 幸ビル 108)	
小規模多機能型施設 はんたがわ		平成 30 年 6 月 1 日
1. 名称 2. 所在地	1. 小規模多機能型施設 はんたがわ (デイサービス はんた塾) 2. 那覇市繁多川三丁目 4 番 18 号 (那覇市繁多川五丁目 3 番 1 号)	

那覇市告示第 224 号

平成 30 年 9 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (休止する事業の種類)	休止年月日
所 在 地	
デイサービスまつしろ (通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業)	平成 30 年 7 月 31 日
那覇市繁多川三丁目 6 番 9 号	

公 告

那覇市公告第 229 号

平成 30 年 8 月 10 日

掲 示 済

福祉施設等との随意契約の公表について

那覇市契約規則第 21 条第 1 項の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 契約内容

花壇花卉植栽維持管理業務委託 (その1)、(その2)、(その3)、(その4)

2 契約相手方の決定方法又は選定基準

- 1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する福祉施設等であること。
- 2) 業務の円滑な履行が可能であること。
- 3) 本市在住の障害者の自立・自助支援を展開し、組織的な支援活動を行っている法人組織の福祉施設等であること。
- 4) 本市と契約実績があること。または業務の円滑な履行が可能であると認められること。

3 申請方法

見積書 (新規に申請する団体は業務履行が可能であることを証明する申請書)、福祉施設等であることを証明する書類 (登記簿謄本など) 及び那覇市在住の利用者受入内訳書提出 (8月31日 (金) まで)

4 契約担当課

都市みらい部 公園管理課 電話 951-3239

那覇市公告第 254 号

平成 30 年 8 月 21 日

掲 示 済

本部都市計画公園事業及び那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則 (昭和 44 年建設省令第 53 条) 第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称

本部都市計画公園事業 5・7・1 号沖縄国際海洋博覧会記念公園及び那覇広域都市計画公園事業 5・5・那 5 号首里城公園

2. 施行者の名称

国土交通大臣

3. 事務所の所在地

内閣府沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所

4. 事業地

(1) 収用の部分

昭和 51 年建設省告示第 507 号、昭和 56 年建設省告示第 625 号、昭和 61 年建設省告示第 731 号、平成 3 年建設省告示第 519 号、平成 8 年建設省告示第 1030 号、平成 13 年国土交通省告示第 444 号、平成 15 年国土交通省告示第 354 号、平成 20 年国土交通省告示第 391 号、平成 23 年国土交通省告示第 756 号、平成 25 年国土交通省告示第 305 号の事業地のうち、沖縄県国頭郡本部町字備瀬、字石川及び字山川の事業地を変更する。昭和 62 年建設省告示第 1687 号、平成 3 年建設省告示第 520 号、平成 8 年建設省告示第 1031 号、平成 13 年国土交通省告示第 445 号、平成 15 年国土交通省告示第 355 号、平成 20 年国土交通省告示第 391 号、平成 23 年国土交通省告示第 756 号、平成 25 年国土交通省告示第 305 号の事業地のうち、沖縄県那覇市首里当蔵町 3 丁目の事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし。

5. 事業施行期間

平成 30 年 7 月 31 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

6. 変更の内容

事業地の変更及び事業施行期間の延長

7. 縦覧の場所

那覇市 都市みらい部 花とみどり課
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、本庁舎 9 階)

那覇市公告第 255 号

平成 30 年 8 月 21 日

掲 示 済

平成 29 年度那覇市人事行政の運営等の状況

地方公務員法第 58 条の 2 第 3 項及び那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 4 条の規定により、平成 29 年度の那覇市人事行政の運営等の状況を次のように公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

＜人事行政の運営等の状況について＞

この公表は、人事行政の運営等の公平性、透明性を確保するため、平成 29 年度における本市の職員数や職員の勤務時間、給与などのほか、研修、健康管理の状況などの概要を市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の競争試験及び選考の状況
- 3 職員の人事評価の状況
- 4 職員の給与の状況
- 5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 6 職員の休業の状況
- 7 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 8 職員のサービスの状況
- 9 職員の退職管理の状況
- 10 職員の研修の状況
- 11 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 12 その他市長が必要と認める事項
- 13 公平委員会の業務の状況

公表の内容は、本市の各任命権者及び公平委員会からの報告と各種調査資料を基に作成しています。

公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1
那覇市役所 総務部人事課 電話 098-861-7499
FAX098-943-0289

(用語の説明)

1 部局の区分

- (1) 市 長 : 市長を任命権者とする市長の事務局
- (2) 議 会 : 市議会議長を任命権者とする議会の事務局
- (3) 選 管 : 選挙管理委員会委員長を任命権者とする選挙管理委員会の事務局
- (4) 監 査 : 代表監査委員を任命権者とする監査委員の事務局
- (5) 教 委 : 教育委員会を任命権者とする教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関
- (6) 消 防 : 消防長を任命権者とする消防本部及び消防署
- (7) 水 道 : 上下水道事業管理者を任命権者とする上下水道局

2 職位の区分

- (1) 部長級 : 政策統括調整監、部長、参事監、会計管理者、保健所長、消防長（消防正監）、議会事務局長等
- (2) 副部長級 : 副部長、参事、副消防長（消防監）、次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長等
- (3) 課長級 : 課長、支所長、室長、所長、担当副参事、副参事、施設長、消防司令長、副署長等
- (3) 主幹級 : 主幹、館長、消防司令、専門主幹、総合現業主幹等
- (5) 主査級 : 主査、技査、係長、児童館長、保育所長、幼稚園主任教諭、消防司令補、分館長、環境整備主査等
- (6) 主任級 : 主任主事、主任技師、主任保育士、主任学芸員、主任薬剤師、主任保健師、主任栄養士、主任運転手、主任調理員等
- (7) 主事級 : 主事、技師、保育士、学芸員、薬剤師、保健師、栄養士、運転手、調理員等

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免に関する状況

ア 採用者数と昇任者数 (H29. 4. 1～H30. 3. 31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
採用者数		53	0	0	0	5	7	3	68
昇任者数	部長級	5	0	0	0	1	0	0	6
	副部長級	8	0	1	0	1	2	2	14
	課長級	16	0	0	0	3	3	2	23
	主幹級	26	1	0	0	6	5	2	40
	主査級	37	1	0	0	4	4	4	50

(単位：人)

イ 退職者数 (H29. 4. 1～H30. 3. 31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
退職者数		61	0	0	1	19	6	7	94
内訳	定年	40	0	0	1	14	5	7	67
	勸奨	10	0	0	0	3	0	0	13
	その他	11	0	0	0	2	1	0	14

(単位：人)

※ 勸奨の対象となる職員は、年齢 50 歳から 59 歳に達した職員です。

(2) 職員数に関する状況

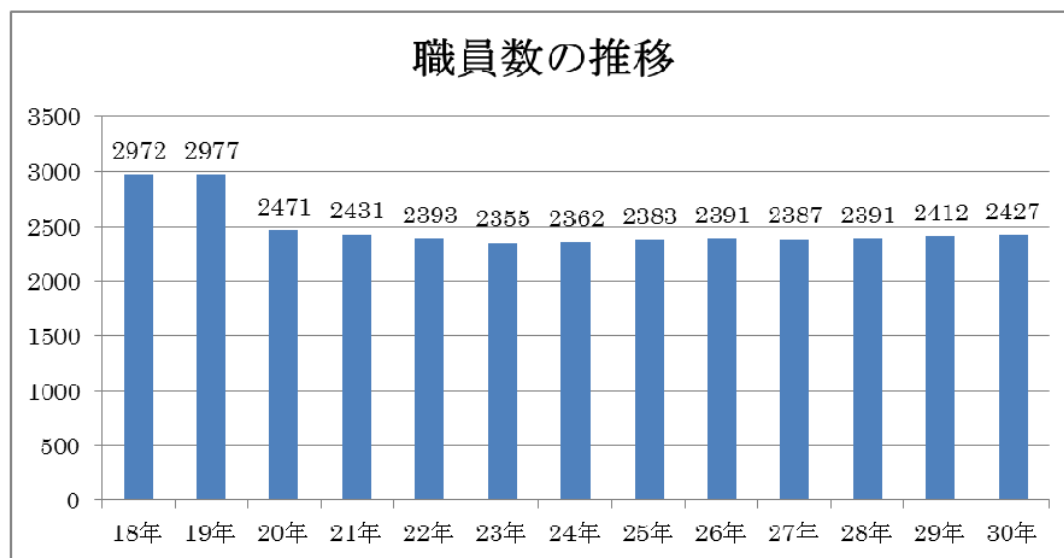
職員数 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
内訳	部長	15	1	0	0	2	1	20
	副部長	22	1	1	1	4	3	34
	課長	109	3	1	5	20	11	162
	主幹	185	6	1	2	25	24	268
	主査	308	4	2	0	93	77	524
	係員	897	4	3	1	261	155	1404
計	1536	19	8	9	405	272	163	2412

職員数 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
計	1570	19	8	8	377	281	164	2427

(単位：人)



(単位：人)

※ 各年 4 月 1 日現在。

※ 那覇市立病院は、平成 20 年 4 月 1 日地方独立行政法人那覇市立病院に移行しました。

※ 職員数には、退職派遣・再任用職員も含まれます。

2 職員の競争試験及び選考の状況

平成 29 年度において、次のように競争試験及び選考試験を実施しました。

(1) 競争試験及び選考試験

① 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験

(7) 日程

7 月 2 3 日 新聞公告

9 月 1 7 日 第 1 次試験

1 0 月 1 3 日 第 1 次試験合格発表

1 1 月 1 1 日・1 2 日 第 2 次試験

1 2 月 8 日 最終合格発表

(i) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験種類	試験区分	申込者数 (A)	受験者数 (B)	受験率(% $B/A \times 100$)	一次合格者数	最終合格者数 (C)	競争率 (倍) (B/C)	採用候補者名簿 登載者の状況		
								採用者数	辞退者等数	未採用者数
行政職 I	上級行政	627	451	71.9%	83	41	11.0	43	2	1
	中級行政	138	107	77.5%	14	7	15.3	6	1	
	初級行政	124	103	83.1%	13	7	14.7	5	2	
上級土木		9	5	55.6%	0	—	—	—	—	
上級建築		13	10	76.9%	3	2	5.0	2		
幼稚園教諭・保育士		72	64	88.9%	14	4	16.0	4	1	
保健師		48	39	81.3%	14	5	7.8	6		
消防職	上級消防	33	21	63.6%	5	4	5.3	4		
	中級消防	55	35	63.6%	8	4	8.8	4		
	初級消防	44	39	88.6%	6	1	39.0	1		
	消防職 II 救命	27	22	81.5%	10	4	5.5	4		
行政職 (身体障がい)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		1,190	896	75.3%	170	79	11.3	79	6	1

※ 採用候補者名簿登載者の状況は、平成 30 年 4 月 1 日現在。

※ 採用者数は追加合格者も含んでいます。

② 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（上級土木職・上級建築職）

(7) 日程

5月21日 新聞公告
 6月24日 第1次試験
 7月 7日 第1次試験合格発表
 7月23日 第2次試験
 8月 4日 最終合格発表

(4) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験職種	申込者数 (A)	受験者数 (B)	受験率(% B/A×100)	一次合格者数 (C)	最終合格者数 (D)	競争率 (倍) (B/D)	採用候補者名簿 登載者の状況		
							採用者数	辞退者等数	未採用者数
上級土木職 (A)	26	25	96.1	17	10	2.5	8	2	0
上級建築職 (B)	34	34	100.0	15	9	3.8	5	4	0
合 計	60	59	98.3	32	19	3.2	13	6	0

③ 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（学芸員）

(7) 日程

9月 7日 新聞公告
 10月22日 第1次試験
 11月 9日 第1次試験合格発表
 11月26日 第2次試験
 12月26日 最終合格発表

(4) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験職種	申込者数 (A)	受験者数 (B)	受験率(% B/A×100)	一次合格者数 (C)	最終合格者数 (D)	競争率 (倍) (B/D)	採用候補者名簿 登載者の状況		
							採用者数	辞退者等数	未採用者数
学芸員（考古）	18	18	100.0	8	2	9.0	2	0	0
合 計	18	18	100.0	8	2	9.0	2	0	0

3 職員の人事評価の状況

本市では、地方公務員法第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づき、全部局の職員を対象に能力評価及び実績評価による人事評価を下記の日程で実施しています。能力評価は、職務遂行の中でとった行動を、評価項目ごとに発揮した能力の程度を評価します。業績評価は職員が果たすべき役割について、目標の設定をし、当該役割を果たした程度を評価します。

(1) 人事評価の実施日程

平成 29 年度における人事評価は、以下の日程で実施しています。

目標設定面談	平成 29 年 5 月
中間面談	〃 9 月
評価面談	平成 30 年 1 月

4 職員の給与の状況

職員の給与等については、他に市のホームページ、広報紙においても公表をしています。

(1) 普通会計決算に占める人件費の割合

決算（歳出総額）に占める人件費の割合は次のとおりとなっています。

年度	歳出総額A (千円)	人件費B (千円)	人件費率 (B/A)
平成27年度	141,412,332	17,617,074	12.5%
平成28年度	144,919,701	17,919,515	12.4%
平成29年度	145,193,798	18,364,147	12.6%

※人件費には、普通会計に属する一般職員のほか、特別職職員（市長・副市長・議員等）の報酬・給与、共済費を含んでいます。

(2) 給与の種類と支給額の状況

職員に支給する給与の種類は次のとおりです。

また、平成 29 年 4 月分の支給実績から、それぞれの支給対象職員数と支給対象職員に対する平均支給額は次のとおりです。

平成 30 年 4 月分をあわせて表示します。

給与の種類		平成 29 年 4 月分		平成 30 年 4 月分	
		支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)	支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)
給 料 諸 手 当	給料	2,333	3,058	2,336	3,047
	扶養手当	1,101	208	1,102	224
	住居手当	872	261	891	261
	通勤手当	1,837	73	1,856	73
	時間外勤務手当	1,117	286	1,185	299
	休日勤務手当	201	224	199	182
	夜間勤務手当	135	43	162	40
	管理職手当	207	534	208	535
	特殊勤務手当	392	81	393	84
	期末手当＊	2,226	8,208	2,217	8,174
	勤勉手当＊	2,210	5,563	2,180	5,692
	地域手当	3	937	4	852
	単身赴任手当	0	0	0	0
	初任給調整手当	4	2,356	4	2,241

教員特別手当	21	68	21	68
--------	----	----	----	----

* 期末・勤勉手当については、それぞれの前年度（6月と12月）における支給実績です。

(3) 給料の状況（一般行政職）

民間の基本給にあたる給料の支給状況は次のとおりです。

ここでは、国家公務員の状況と比較するため、国家公務員の行政職俸給表(1)と同様の職種である本市の一般行政職の給料の状況を公表します。

なお、本市の一般行政職に該当する職員の数は、次のとおりです。

平成 29 年 4 月現在 1,271 人

- * 一般行政職とは、税務関係職、消防職、企業（上下水道局）職や、給食調理員などの技能労務、幼稚園教諭などの教育職等を除くすべての職員をいいます。

ア 初任給の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

学歴区分	那覇市		国	
	決定初任給	2 年経過後	決定初任給	2 年経過後
大学卒	179,200	191,100	179,200	191,100
短大卒	159,800	171,300	159,800	171,300
高校卒	147,100	155,500	147,100	155,500

イ 経験年数別、学歴別平均給料月額状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

学歴区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	250,138	294,648	353,220
短大卒	226,433	281,267	333,445
高校卒	211,200	263,300	285,720

ウ 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区分		那覇市	国
平成29年 4 月	平均給料(俸給)月額	304,839円	330,531円
	平均年齢	41.4歳	43.6歳

(4) 職員手当の状況（退職手当を除く。）**ア 扶養手当**

- (ア) 配偶者……………10,000円
 (イ) 配偶者以外の扶養親族（子）……………8,000円
 （配偶者のいない場合 …… (イ)のうち1人については10,000円）
 (ウ) 配偶者以外の扶養親族（父母等）…6,500円
 （配偶者及び子のいない場合 … (ウ)のうち1人については9,000円）
 ※16歳から22歳の子を扶養の場合…1人につき月額5,000円を加算

イ 住居手当

- 月額 12,000円を超える家賃の支払者
 家賃額により最高 27,000円まで
 （例）家賃50,000円の場合、24,500円
 計算式 （家賃－23,000円）×1/2＋11,000円

ウ 通勤手当

- 通勤距離が2km以上で、交通機関又は交通用具利用者に支給
 (ア) 交通機関（バス等）利用者…運賃相当額（最高限度額55,000円）
 (イ) 交通用具（自動車等）利用者……距離により 2,000円～31,600円

エ 時間外勤務手当、休日勤務手当と夜間勤務手当

- (ア) 1時間当たりの支給額の時給に対する割合

区分	支給割合
正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の125
週休日（勤務の割り振りのない日）に勤務する場合	100分の135
週の正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の25
上記3つの勤務時間が深夜の場合	100分の25を加算
休日に勤務する場合（正規の勤務時間）	100分の135
正規の勤務時間が深夜の場合	100分の25

※ 深夜とは、午後10時から翌日の午前5時までです。

- (イ) **時間外勤務手当と休日勤務手当の支給額**（普通会計決算）

普通会計決算から見た年間の時間外勤務手当と休日勤務手当の支給総額は、次のとおりです。また、支給総額を普通会計に属する職員数（管理職除く）で除した平均の支給年額を合わせて表示します。

年度	支給総額(千円)	年間平均支給額(円)
平成27年度	429,172	226,715
平成28年度	438,301	231,293
平成29年度	431,749	229,288

オ 管理職手当

管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性に着目し、給料月額に次の額を合わせた額を支給します。

政策統括調整監	93,600 円	部長	76,500 円
参事監	71,700 円	副部長	63,900 円
参事	59,300 円	課長	50,700 円
副参事	46,500 円		

カ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給します。

区分		全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合		16.8%
支給対象職員 1 人あたり平均支給年額 (試算)		97,200 円
手当の種類 (手当数)		13種類
代表的手当の名称	支給額の最も大きい手当	行旅病人業務手当 緊急消防援助隊手当
	支給対象となっている職員数が最も多い手当	消防活動等手当

キ 賞与 (期末手当と勤勉手当)

支給期	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.225 月分	0.85 月分	2.075 月分
12 月期	1.375 月分	0.95 月分	2.325 月分
計	2.6 月分	1.8 月分	4.4 月分

職務級などにより加算措置があります。

ク 地域手当

民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に所在する公署に勤務する職員として、支給される手当。

また、一般の事務職等の事情とは異なり、民間における医師の給与は、都市部に勤務する医師より人材確保が困難である実情を考慮して、特例的に、医師に対し、給料月額等の 16%を支給しています。

ケ 単身赴任手当

内閣府への派遣等、勤務地が県外となった職員が、単身赴任（15 歳以下の子のみとの同居も含む）する場合に支給します。支給額は、月額 30,000 円～100,000 円です。

※平成 29 年度は、支給対象者なし

コ 教員特別手当

教育委員会の指導主事に支給されるもので、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的としています。支給額は、職務の級及び号給に応じて、月額 2,000 円～8,000 円です。

(5) 退職手当の状況

ア 勤続年数ごとの支給割合

勤続年数	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	21.879月分	27.348月分
勤続25年	31.189月分	37.007月分
勤続35年	44.223月分	53.067月分
最高限度額	53.067月分	53.067月分
定年前早期退職特例措置 2 %～20%加算		

イ 退職手当支給者の年度別支給状況

区分 期間	退職手当支給者数(人)		平均支給額(千円)		平均勤続年数(年)	
	自己都合他	勧奨・定年	自己都合他	勧奨・定年	自己都合他	勧奨・定年
平成27年度	18	50	4,007	22,942	11.4	35.2
平成28年度	13	63	8,718	23,585	18.4	35.6
平成29年度	12	80	2,826	22,293	10.6	35.3

5 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等の状況

ア 平成 29 年度における一般の職員の勤務時間等

(ア) 勤務時間

1 週間あたり 38 時間 45 分

月曜日から金曜日までの 5 日間に 1 日 7 時間 45 分

(イ) 1 日の勤務時間の割振り

午前 8 時 30 分から午後 0 時まで

午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

(休憩時間 午後 0 時から午後 1 時まで)

(ウ) 週休日 (勤務時間を割り振らない日)・・・土曜日・日曜日

イ 職員の休日 (特に勤務を命じられない限り、勤務することを要しない日)

(ア) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(イ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(ウ) 6 月 23 日(慰霊の日)

(2) 職員のその他の勤務条件の状況

ア 年次有給休暇の行使状況 (H29. 4. 1～H30. 3. 31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	15.6	16.9	16.3	15.7	15.1	16.1	17.9	16.2
行使率(%)	78.0	84.5	81.5	78.5	75.5	80.5	89.5	81.1

※行使率は平均行使日数／20 日(毎年度新規付与日数)

なお、行使日数には前年度繰越分(最大 20 日)を含む。

イ 夏期休暇(5 日)の行使状況 (H29. 4. 1～H30. 3. 31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	4.7	4.5	4.4	4.9	4.7	4.9	4.8	4.7
行使率(%)	94.0	90.0	88.0	98.0	94.0	98.0	96.0	94.0

※行使率は平均行使日数／5 日(付与日数)

夏期休暇の申請期間は 5 月 1 日～10 月 31 日の間となっています。

ウ その他の主な休暇取得者数の状況 (H29. 4. 1～H30. 3. 31)

部局 休暇の種別	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
私傷病休暇	110	2	0	1	47	10	12	182
出産休暇	26	1	0	0	18	23	6	74
育児休暇	18	1	0	0	1	0	1	21
子の看護休暇	355	3	2	0	73	75	62	570
介護休暇 (無給)	0	0	0	0	1	1	1	3

(単位:人)

※ 私傷病休暇の状況は、5 日以上 の 長 期 間 に わ た る 場 合 の み で す。

6 職員の休業の状況

(1) 育児休業等の取得者数の状況 (H29. 4. 1～H30. 3. 31)

休業の種別		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
育児休業	男	1	0	0	0	1	0	0	2
	女	92	1	0	0	22	0	7	122
	計	93	1	0	0	23	0	7	124
部分休業	男	4	0	0	0	0	0	0	4
	女	28	0	0	0	4	0	4	36
	計	32	0	0	0	4	0	4	40
配偶者同行休業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
自己啓発等休業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
修学部分休業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:人)

7 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況

職員が勤務実績不良や勤務に堪えない場合に行われる分限処分(免職、休職、降任、降給)は、平成 29 年度は病気による休職のみでした。

病気による休職者数の内訳は、次のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
病気休職	51	1	0	0	12	0	0	64

(単位:人)

(2) 職員の懲戒処分の状況

職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った場合に行われる懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)は、平成 29 年度は次のとおりです。(※臨時・非常勤職員は含めない。)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
免職	0	0	0	0	0	0	0	0
停職	1	0	0	0	0	0	0	1
減給	0	0	0	0	0	0	0	0
戒告	0	0	0	0	0	0	0	0

8 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務の免除の状況

職員は、職務に関連する研修や本市の業務と密接な関連を有する団体の業務に従事する等の場合において、条例規則で定められた範囲内に限り、任命権者の許可を得て、勤務時間内における職務に専念する義務を免除される場合があります。

平成 29 年度における職務専念義務の免除の許可を受けた職員数は次のとおりです。

職務専念義務の免除を許可した職員数(延べ人数) (H29. 4. 1～H30. 3. 31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
職務免除許可職員数	325	3	8	1	7	5	10	359

※ 健康診断(人間ドックを含む。)は、除いています。(単位:人)

(2) 営利企業等の従事の許可の状況

職員は、営利企業の役員等になること、自ら営利企業を営むことあるいは報酬を得て他の事務事業に従事することが制限されており、各任命権者の許可を受けた場合に限り従事することができることとなっています。

平成 29 年度における営利企業従事許可の件数は、次のとおりです。

営利企業等の従事の許可件数 (H29. 4. 1～H30. 3. 31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
営利企業等従事許可件数	66	0	0	0	8	4	18	96

(単位:件)

9 職員の退職管理の状況

平成 29 年度に退職した職員の再就職状況で、那覇市職員の退職管理に関する規則第 11 条の依頼等の承認申請件数は以下のとおりです。

※再就職者が役職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することについて公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合の申請件数。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
承認申請件数	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:人)

10 職員の研修の状況

(1) 職員の研修状況(平成 29 年度)

ア 人事課職員研修 G 主催研修

研修名			回数	期間	修了者
基本研修	1	新採用職員前期研修	1	5 日	66
	2	新採用職員後期研修	1	2 日	72
	3	現任 3 年目職員研修(第1回目)	1	2 日	61
		現任 3 年目職員研修(第2回目)	1	1 日	70
	4	現任 6 年目職員研修	1	1 日	106
	5	現任 9 年目職員研修	1	1 日	67
	6	新任主査級研修(第 1 回目)	1	1 日	49
		新任主査級研修(第 2 回目)	1	1 日	46
	7	新任主幹級研修(第 1 回目)	1	1 日	40
		新任主幹級研修(第 2 回目)	1	5.5h	42
	8	新任グループ長研修(第 1 回目)	1	1 日	42
		新任グループ長研修(第 2 回目)	1	1 日	34
	9	新任課長級研修	1	1 日	24
	10	管理職特別研修	1	半日	159
基本研修 計			14	－	878
実務研修	1	財務会計研修Ⅰ(民法、契約、物品会計)	1	1 日	64
	2	財務会計研修Ⅱ(出納事務)	1	1 日	74
	3	財務会計研修Ⅲ (予算決算事務、流用・使途変更、複数年契約)	1	4.5h	71
	4	文書事務研修Ⅰ(初任者対象)	1	3.0h	45
	5	文書事務研修Ⅱ(文書主任・副主任対象)	1	3.0h	43
	6	服務・旅費等基礎研修Ⅰ(服務事務、臨時・非常勤)	1	3.0h	30
	7	服務・旅費等基礎研修Ⅱ (安全・衛生/共済組合、旅費事務)	1	4.0h	24
	実務研修 計			7	－
専門研修	1	法制執務研修(第 1 回目)	1	1 日	31
		法制執務研修(第 2 回目)	1	1 日	16
	2	接遇研修(窓口(苦情含む)対応力向上研修)	1	1 日	29
	3	ハードクレーム対応研修	1	1 日	46
	4	政策形成能力向上研修	1	2 日	15
	専門研修 計			4	－
人事課職員研修G主催研修 合計			25	－	1,366

イ 人事課職員研修 G 派遣研修

研修名			回数	期間(日)	修了者
県外	1	市町村職員中央研修所派遣研修	20	5～11	20
	2	全国市町村国際文化研修所派遣研修	8	4～11	8
	3	日本経営協会(NOMA)派遣研修	2	1～2	2
	4	自治大学校派遣研修	1	18	1
	5	職員提案型派遣研修	2	2	1
	県外派遣研修 計		33	－	32
県内	1	沖縄県市町村職員研修センター派遣研修	28	1～3	122
	2	キャリアアップ・フォーラム派遣研修	1	1	6
	県内派遣研修 計		29	－	128
派遣研修合計			62	－	160

ウ 職場研修

研修名	回数	経費(報償費等) 【円】	延べ参加 人数
全部局合計(市立病院を除く)	1,165	551,400	13,696

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業

ア 健康診断

項目	部局	受診者数等
①定期健康診断	市長 教委	対象:学校事務と学校図書館以外の全職員 (ただし、人間ドック等受診者除く) 受診者:1,588人
	消防	対象:全職員 受診者:190人
	上下 水道	対象:全職員 受診者:140人
②特定業務従事者健診	市長	対象:那覇市・南風原環境施設組合に派遣 している現業職員 受診者:8人
③手話通訳者健康診断	市長	受診者:2人 対象:障害福祉課に勤務する手話通訳者
④頸肩腕検診	市長	受診者:5人 対象:総務課に勤務する電話交換手
⑤特定業務従事者健康 診断	消防	受診者:169人
⑥高気圧酸素業務者適 正検査	消防	受診者:48人
⑦破傷風予防接種	市長	対象:クリーン推進課、道路管理課、廃棄 物対策課、環境衛生課、環境政策課、環境 施設組合の現業職員 受診者:96人
⑧ストレスチェック	市長 教委	対象者:2,548人 (全職員(非常勤職員含む)) 受検者:2,345人 受検率:92.0%
	消防	対象者:279人 (全職員(非常勤職員含む)) 受検者:279人 受検率:100%
	上下 水道	対象者:168人 受検者:153人 受検率:91.1%

* 上記表中、「受診者数等」欄の受診者には臨時・非常勤職員の数も含まれています。

イ 健康相談

部 局	相談名	対象者・内容等
市長 教委	産業医による健康相談	全職員 月5回（内科56件・精神科147件）
	栄養士による栄養相談	全職員 月に1回2時間（嘱託栄養士）（47件）
市長 教委	保健師 による 健康相 談	クリーン推進課 2回（14人）
		各支所巡回 小禄、首里、真和志支所 3か所（29人）
		学校給食センター等の巡回 4か所（37人）
		保育所巡回 保育所、給食センター、療育センター、子育て支援センターの職員（保育士、用務員、調理員等） 10か所（142人）
		図書館・公民館の巡回 公立図書館、公立公民館 11ヵ所66人
		日常の健康相談 全職員、本庁保健室（毎日） 保健室にて来所相談、電話相談、健診結果などの一般相談、ケガや症状の対応、メンタル相談 実施人数：延べ 4,291件
消防	保健師 による 健康相 談	日常の健康相談 全職員 健診結果などの一般相談、メンタル相談
		災害現場活動後の健康相談 凄惨な災害現場で活動した職員・惨事ストレス等の確認
		新規採用職員巡回健康相談 新規採用職員・消防学校での健康状態や対人関係等の相談
全	メンタルヘルス相談	全職員 心理相談員によるカウンセリング 開設日 月～金 実施人数：延べ 491件
	所属毎の職場カウンセリング	子育て応援課 41名 こどもみらい課 51名 こども政策課 17名

		保護課 141名 地域保健課 52名 実施人数：延べ 302人
上下水道	産業医・保健師による健康相談	対象：全職員 内容：健康相談等 実施人数：産業医 延べ27件 保健師 延べ219件

ウ 健康教育

部局	項目	対象者	実施月、内容等
市長	①管理監督者メンタルヘルス研修	新任グループ長 希望者	平成29年10月11日受講者27人 「ラインケア①～たった3つ！部下がいる人のためのメンタルヘルス管理の極意～」 平成30年1月10日 受講者15人 「ラインケア②～シミュレーション形式で学ぶメンタルヘルス不調を抱えた部下への対応～」 とくだ心療内科 院長 徳田毅 計2回 42人
	②腰痛予防講習会 ～整形外科トレーナー	クリーン推進課、土木関連部署、環境保全課、那覇市・南風原町環境施設組合派遣の現業職、保育所、給食センター、その他希望者	平成29年8月4日 「腰痛予防について」 ～（首・肩・膝の痛みの総合的な予防を含む）～腰痛悪化、防止も含めたストレッチの実践～ ロクト整形A z トレーナー 受講者：19人
	③熱中症対策～保健師	クリーン推進課	平成29年5月17日 受講者： 30人
	④生活習慣病予防研修	・人事課の指名する職員 ・希望者	① 平成30年2月7日 「美肌と美血管を手に入れよう～多忙な人でもできるヘルシークッキング～管理栄養士 受講者24人

	⑤メンタルヘルス研修 セルフケア 計4回	新任主査 現任3年目職員 現任6年目職員 希望者	平成29年7月19日 受講者43人 平成29年11月22日 受講者67人 平成29年11月15日 受講者101人 「認知行動療法を学ぶ」 琉球大学大学院助教 臨床心理士 甲田宗良 計3回 211人 平成29年8月9日 受講者49人 「～夏だけどぐっすり眠りたい ！快適な睡眠、素敵な人生～」 とくだ心療内科 院長 徳田毅
上下水道	管理監督者向けメンタルヘルス対策	主幹級以上	平成 30 年 1 月 18 日「部下の心の不調に気づくには…」 講師：上下水道局 保健師 受講者：32 人

(2) 職員厚生会の事業

本市では、職員の福祉の増進を図るため、地方公務員法第 42 条の厚生制度に基づく条例を制定して「那覇市職員厚生会」を設置し、次のとおり福利厚生事業を行っています。

項目	内容	
給付事業	会員の慶弔に際し、各種祝金や見舞金・弔慰金等を給付	
文化・体育事業	各種スポーツ大会（卓球、ソフトボール、バレーボール、ボウリング等）や職員文化芸能音楽祭を開催し、職員間の親睦融和を図る。	
施設事業	厚生会館及び職員駐車場の管理、庁内レストラン及び売店運営委託	
補助事業	文体育成費	クラブ代表派遣補助、部出先補助、物品を補助
	厚生事業	人間ドック受診や鍼灸受療に対する受診費用の一部を補助
	レクレーション事業	職場単位で実施するピクニック等に対する補助
	旅行補助	会員及び会員の家族等が旅行する際の宿泊費の一部を補助

共済事業	自動車・火災共済、公務員賠償責任保険等の加入手続き
購買事業	厚生会契約の一部指定店で商品立替払い取り扱い

那覇市職員厚生会の事業運営に必要な費用は、主に会員(職員)が個人負担する会員掛金と市負担金及び施設使用料・保険料等給与差引代理事務等の事業収入により賄われています。

会員掛金と市負担金の比率については、会員掛金率が各職員の給与月額額の 1,000 分の 5、市負担金率が職員の給料総月額額の 1,000 分の 3 となっています。

会員相互の扶助共済を目的とする各種祝金や弔慰金等の給付事業は、全て職員個人が負担する会員掛金で賄われ、市負担金は厚生制度を実施するための費用(文化体育事業や補助事業、一般事務費、人件費等)に充てられています。

(3) 公務災害補償

任命権者別公務災害補償申請件数 (H294.1～H30.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
公務災害	常勤職員 (内臨時職員)	6 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	公務災害
	非常勤職員 (内労災分)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	
	計	7	0	0	0	3	0	0	
通勤災害	常勤職員 (内臨時職員)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	通勤災害
	非常勤職員 (内労災分)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	
	計	4	0	0	0	1	0	0	
合 計		11	0	0	0	4	0	0	15

12 その他市長が必要と認める事項

今回はありません。

13 公平委員会の業務の状況について

- (1) 平成 29 度における勤務条件に関する措置の要求件数
申請 2 件 未処理 0 件
- (2) 平成 29 年度における不利益処分に関する不服申立ての件数
申請 0 件 未処理 0 件
- (3) 平成 29 年度における苦情の処理に関する状況
申請 1 件 未処理 0 件

那覇市公告第 263 号
平成 30 年 8 月 22 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・**変更**)届出書

平成30年8月14日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	経済観光部なはまち振興課 電話：098-863-1750		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成30年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	業務名称：公設市場管理 業務開始年月日：平成4年以前から		
廃止又は変更の 理由	・組織の再編成による課名及び業務名称の変更 ・収集する個人情報の内容、記録形態に新たな項目の追加があるため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	届出担当課：労働生活課 電話：269 個人情報管理責任者： 労働生活課長 業務名称：公設市場管理 個人情報の収集時期： 定期(毎年3月) 随時(空き時間の使用を許可する時)	届出担当課：なはまち振興課 電話：2282 個人情報管理責任者： なはまち振興課長 業務名称：公設市場管理運営事業 個人情報の収集時期： 定期(2年に1度、2月～3月) 随時(空き小間の使用許可申請時) ・収集する個人情報の内容に「国籍」「職業」「学歴」「資格」「容姿」を追加する。 ・個人情報の記録形態に「電磁媒体」を追加する。	
備 考	※業務変更後に変更届を提出することとなった理由 変更届の提出を失念していたため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務変更届出書

H30年 8月 15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部 まちなみ整備課 電話 862-9137		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	H30年 4月 1日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	土地区画整理精算金徴収・交付業務 H27 年 4月 1日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	組織改正に伴う担当課名変更		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	都市計画部市街地整備課	まちなみ共創部まちなみ整備課	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務変更届出書

H30年 8月 15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部 まちなみ整備課 電話 862-9137		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	H30年 4月 1日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	土地区画整理事業完了地区に関すること H27 年 4月 1日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	組織改正に伴う担当課名変更		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	都市計画部市街地整備課	まちなみ共創部まちなみ整備課	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務変更届出書

H30年 8月 15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部 まちなみ整備課 電話 862-9137		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	H30年 4月 1日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	工事、補償、換地業務 H27 年 4月 1日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	組織改正に伴う担当課名変更		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	都市計画部市街地整備課	まちなみ共創部まちなみ整備課	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務変更届出書

平成30年 8 月 15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部まちなみ整備課			電話 (内線) 2366
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成30年 4月 1日	
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	那覇市住宅政策等審議会に関する業務			平成19年 8月24日
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	組織再編による担当課名変更			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
	(届出担当部課) 建設管理部建設企画課		(届出担当部課) まちなみ共創部まちなみ整備課	
備 考	業務内容の変更がないため、届出が必要であると認識していなかったため			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務変更届出書

H30年 8月 15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部 まちなみ整備課 電話 862-9137		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	H30年 4月 1日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	組合が施行する土地区画整理事業に関すること H27 年 4月 1日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	組織改正に伴う担当課名変更		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	都市計画部市街地整備課	まちなみ共創部まちなみ整備課	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務変更届出書

H30年 8月 15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部 まちなみ整備課 電話 951-3251		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	H30年 4月 1日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	密集市街地の環境改善業務 H29 年 4月 14日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	組織改正に伴う担当課名変更		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	(届出担当部課) 都市計画部市街地整備課	(届出担当部課) まちなみ共創部まちなみ整備課	
備 考	業務内容の変更がないため、届け出が必要であると認識していなかった		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務変更届出書

H30年 8月 15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	まちなみ共創部 まちなみ整備課 電話 951-3251		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	H30年 4月 1日
業務の名称及び 開始年月日	密集市街地の環境改善業務 H30 年 1月 16日		
廃止又は変更の 理 由	組織改正に伴う担当課名変更		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	(届出担当部課) 都市計画部市街地整備課	(届出担当部課) まちなみ共創部まちなみ整備課	
備 考	業務内容の変更がないため、届け出が必要であると認識していなかった		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務変更届出書

H30年 8月 15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部 まちなみ整備課 電話 951-3251		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	H30年 4月 1日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	パレットくもじ保留床の買戻特約抹消登記申請 H8 年 3月 9日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	組織改正に伴う担当課名変更		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	(届出担当部課) 都市計画部市街地整備課	(届出担当部課) まちなみ共創部まちなみ整備課	
備 考	業務内容の変更がないため、届け出が必要であると認識していなかった		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務廃止届出書

H30年 8月 15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	まちなみ共創部 まちなみ整備課 電話 951-3251		
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	H28年 3月 31日
業務の名称及び 開始年月日	H27年度那覇市住環境基礎調査(密集・まちなか居住)業務委託 H27年 9月 9日		
廃止又は変更の 理 由	委託業務終了に伴う廃止		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	届け出が必要であると認識していなかったため		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務廃止届出書

H30年 8月 15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部 まちなみ整備課 電話 951-3251		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業務の廃止・ 変 更 年 月 日	H28年 3月 31日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	H27年度那覇市住環境基礎調査（密集・まちなか居住）業務委託 H27年 10月 15日		
廃止又は変更の 理 由	委託業務終了に伴う廃止		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	届け出が必要であると認識していなかったため		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・**変更**)届出書

平成30年8月9日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部市営住宅課			電話2336
届 出 の 区 分	☐ 廃 止	☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成30年4月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	住宅使用料徴収業務 平成4年以前から			
廃止又は変更の 理 由	組織改正による部名の変更			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
	建設管理部		まちなみ共創部	
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・**変更**)届出書

平成30年8月9日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部市営住宅課			電話2336
届 出 の 区 分	☐ 廃 止	☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成30年4月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	市営住宅入退去及び管理業務 平成4年以前から			
廃止又は変更の 理 由	組織改正による部名の変更			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
	建設管理部		まちなみ共創部	
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

平成30年 8月 9日

那覇市長 宛

消防局長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	消防局総務課 電話 867-0119			
個人情報管理責任者	総務課長			
業務の名称	夏休みワクワク消防1日体験学習			
業務の目的	少年期から火災予防・防災に関する知識を身につけさせ、学校や各家庭において災害防止を図れるようにするとともに、地域での子どもを育む環境づくりの一助を目的とする。			
個人情報の対象者	参加児童とその家族			
業務の開始年月日	平成26年8月1日			
個人情報の記録の内容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 性別 ☒ 生年月日 ☐ 国籍 ☐ 本籍 ☒ 続柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他()	☐ 職業 ☐ 地位 ☐ 学歴 ☐ 資格 ☐ 団体加入 ☐ 賞罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他()	☐ 収入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他()	☐ 思想 ☐ 宗教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯歴等 ☒ その他(特技)
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容姿 ☒ 病歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他()	☒ メールアドレス(保護者) ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外 本人同意 法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☒ 定期(7月～ 月) ☐ 随時 (抽選後の参加申込時)			
本人への通知方法	☒ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他 ・イベント終了後、申込用紙はシュレッダー処理。 ・電磁媒体は保護者のメールアドレスであり、出初式への参加依頼時(12月)まで保存し出初式終了後にデータ削除。)			
備考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

平成30年 8月 2日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	生涯学習部 生涯学習課 電話 917-3509			
個人情報管理責任者	生涯学習課長			
業 務 の 名 称	放課後子ども教室推進事業			
業 務 の 目 的	放課後等の子ども達の安心・安全な居場所づくりと多様な体験活動を通して、子どもたちの健全育成に寄与する。			
個人情報の対象者	教室スタッフ、放課後子ども総合プラン運営委員			
業務の開始年月日	平成19年4月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号	☐ 職 業	☐ 収 入	☐ 思 想 ☐ 宗 教
	☒ 氏 名	☐ 地 位	☐ 資産状況	☐ 支持政党 ☐ 主義主張
	☒ 住 所	☐ 学 歴	☐ 公租公課	☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等
	☒ 性 別	☐ 資 格	☐ 経済取引	☐ そ の 他 ()
	☒ 生年月日	☐ 団体加入	☐ 公的扶助	上記事項を取扱う理由
	☐ 国 籍	☐ 賞 罰	☐ そ の 他 ()	
	☐ 本 籍	☐ 学業成績		
	☐ 続 柄	☐ 勤務成績		
	☐ 親族関係	☐ そ の 他 ()		
	☐ 婚姻離婚	心 身		
	☐ そ の 他 ()	そ の 他		
		☐ 健康状態	☐	
		☐ 容 姿	☐	
		☐ 病 歴	☐	
		☐ 障がい程度	☐	
		☐ そ の 他 ()	☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請時)			
本人への通知方法	☒ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成30年8月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	市民文化部 文化財課 電話 917-3501		
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	年 月 日
業務の名称及び 開始年月日	那覇市子ども芸術劇場アンケートに関すること H4年以前から		
廃止又は変更の 理由	不明		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
備 考	廃止理由及び年月日不明		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成30年8月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 文化財課 電話 917-3501		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	年 月 日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	こども芸術劇場に関すること H 4 年以前から		
廃止又は変更の 理 由	不明		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	廃止理由及び年月日不明		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成30年8月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 文化財課 電話 917-3501		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	年 月 日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	青少年芸術劇場に関すること H4年以前から		
廃止又は変更の 理 由	不明		
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後
備 考	廃止理由及び年月日不明		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成30年8月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 文化財課 電話 917-3501		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	年 月 日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	中学校芸術鑑賞教室 H4年以前から		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	不明		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	廃止理由及び年月日不明		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成30年8月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 文化財課 電話 917-3501		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	年 月 日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	表彰に関すること H4年以前から		
廃止又は変更の 理 由	不明		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	廃止理由及び年月日不明		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成30年8月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 文化財課 電話 917-3501		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	年 月 日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	史跡めぐり募集に関すること H4年以前から		
廃止又は変更の 理 由	不明		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	廃止理由及び年月日不明		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成30年8月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 文化財課 電話 917-3501		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	H 2 5 年 4 月 1 日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	補助金交付申請に関すること H 4 年以前から		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	組織機構改正によるもの		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	教育委員会 文化課	市民文化部 文化財課	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成30年8月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 文化財課 電話 917-3501		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	H 2 5 年 4 月 1 日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	埋蔵文化財の事前審査に関すること H 4 年以前から		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	組織機構改正によるもの		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	教育委員会 文化課	市民文化部 文化財課	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成30年8月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 文化財課 電話 917-3501		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	H 2 5 年 4 月 1 日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	後援名義使用に関すること H 4 年以前から		
廃止又は変更の 理 由	組織機構改正によるもの		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	教育委員会 文化課	市民文化部 文化財課	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成30年8月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 文化財課 電話 917-3501		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	H 2 5 年 4 月 1 日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	刊行物配布に関すること H 4 年以前から		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	組織機構改正によるもの		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	教育委員会 文化課	市民文化部 文化財課	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成30年 8月17日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	都市みらい部 都市計画課 電話 951-3246		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	H30年 4月 1日
業務の名称及び 開始年月日	那覇市都市みらい部及びまちなみ共創部 指定管理選定委員会の運営に係る業務 H30年 4月 1日		
廃止又は <u>変更</u> の 理 由	組織再編に伴う部名の変更		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	那覇市建設管理部及び都市計 画部指定管理選定委員会の運営 に係る業務	那覇市都市みらい部及びま ちなみ共創部指定管理選定委員 会の運営に係る業務	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

那覇市公告第 264 号

平成 30 年 8 月 22 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成30年 8 月 3 日

那霸市長 宛

那霸市消防局長 島袋 弘樹

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	那覇市消防局 救急課	目的外利用部課 又は提供先	(株)生保 リサーチセンター
業務の名称	生命保険支払査定業務		
利用の区分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☒ 平成30年8月6日より提供 ☐ 随時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	救急活動報告書（写）		
目的外利用又は 提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第4号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 () ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提供をする理 由	保有個人情報提供申請書及び同意書に基づき		
届出担当部課	那覇市消防局 救急課 又吉 内線：671-1313		

那覇市公告第 282 号

平成 30 年 9 月 3 日

真和志庁舎照明用安定器全数調査業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- （1）業 務 名 真和志庁舎照明用安定器全数調査業務委託
- （2）履行場所 那覇市役所真和志庁舎（那覇市寄宮 2 丁目 32 番 1 号）
- （3）契約期間 契約日から平成 31 年 1 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- （1）那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条第 1 項に規定する建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- （2）過去 2 年間に本市その他の官公署とその種類をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、実績があること。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- （4）地方税及び国税の滞納がないこと。
- （5）本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有していること。
- （6）労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- （7）賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- （8）業務執行において不誠実な行為がないこと。
- （9）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。

- (10) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) 本市において指名停止の措置を受けていないこと。
- (13) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成 30 年 9 月 3 日 (月) ~平成 30 年 9 月 7 日 (金)

午前 9 時~午後 4 時 (正午~午後 1 時を除く)

(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)

配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番地 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階

那覇市総務部管財課、及び、那覇市ホームページ

※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、できるだけ公共交通機関をご利用下さい。

4 現場確認

日 時 平成 30 年 9 月 5 日 (水)

午前 9 時~午後 4 時 (正午~午後 1 時を除く)

※現地確認は個別に行いますので、希望者は、平成 30 年 9 月 4 日 (火) 午後 2 時までに、日程調整の連絡をお願いします。

5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成 30 年 9 月 3 日 (月) ~平成 30 年 9 月 7 日 (金)

質問方法 質問書 (市様式) を那覇市総務部管財課へ電子メール又はファックス、持参のいずれかの方法で提出すること。

※電話での質問へは回答いたしません。

回 答 日 平成 30 年 9 月 10 日 (月)

回答方法 那覇市ホームページにて回答。

6 入札執行の日時・場所

(1) 日 時 平成 30 年 9 月 12 日 (水)

午後 1 時 30 分 受付開始

午後 1 時 45 分 事前説明開始

午後 2 時 00 分 入札開始

(2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室

※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、できるだけ公共交通機関をご利用下さい。

7 入札時提出書類

- (1) 入札書 (市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状 (市様式)

8 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号に基づき免除する。

9 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札 (2 回目・3 回目の入札) の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札決定後の提出書類 (落札者のみ提出)

落札者は、指定された期日までに業務実績表 (市様式) を那覇市総務部管財課まで提出すること。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番地 1 号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 283 号

平成 30 年 9 月 3 日

那覇市消防通信ネットワーク利用に係る入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市消防通信ネットワーク利用契約
- (2) 履 行 場 所 那覇市消防局(指令情報課)、ほか 7 ヶ所
- (3) 履 行 内 容 「那覇市消防通信ネットワーク回線仕様書」のとおり
- (4) 契 約 予 定 日 平成 30 年 10 月(回線開通は平成 30 年 10 月末予定)
- (5) 契 約(履行)期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日まで(84 ヶ月)
- (6) 特 記 事 項

概要	導通確認期間 : 平成 30 年 11 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで (回線開通) : 平成 30 年 10 月末までに構築すること。
	本 格 運 用 : 平成 31 年 4 月 1 日から
	契 約 方 式 : 那覇市、落札事業者との間でネットワーク利用契約を締結する。(月額均等割り)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告から落札者決定までの間、次に定める資格をすべて満たしていること。

(1)	施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2)	会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていない者であること。
(3)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の 3 ヶ月前から落札者決定予定日までの間に不渡り等を生じていないものであること。)
(4)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する会社等及びこれに準じるものとして公共機関が実施する入札等からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。
(5)	那覇市総務部法制契約課が定める平成 30 年度登録業者に登録されている者であること。
(6)	施工にあたり、電気通信設備関係の技術者、情報処理関係の技術者又は電気管理関係の技術者の資格等を有する者を現場に専任で配置できること。
(7)	沖縄本島内に本社があり、かつ、ネットワーク機器のトラブル発生に 24 時間 365 日即時対応できる体制にあること。加えてネットワーク保守に必要な

	資格を有した者が、常に現地に駆け付け保守対応できる体制にあること。
(8)	公告の日から落札者決定予定日までの間に那覇市より指名停止を受けていないこと。
(9)	ネットワーク回線の導通等において、国又は地方公共団体に契約及び導入実績があること。
(10)	「那覇市消防通信ネットワーク回線仕様書」に掲げる項目全てを導通確認開始期間までに満たすこと。

3 契約条項を示す場所 那覇市消防局指令情報課

4 仕様書の配付、質問及び回答方法

仕様書配付	配付方法：那覇市ホームページ及び消防局ホームページに掲載。
	配付期間：公告日から平成 30 年 9 月 21 日(金)まで
仕様書に関する質問の方法	受付期間：平成 30 年 9 月 28 日(金) 午後 5 時まで
	質問方法：消防局指令情報課までメールにて送付すること。
	送 付 先：F-SIREI001@city.naha.lg.jp
質問に対する回答について	回 答 日：平成 30 年 10 月 5 日(金) 午後 3 時配信予定 回答方法：受付した事業者全てにメールにて配信する。 ※質問の受付がなければ、回答の配信は行わない。

5 入札説明会の日時・場所

日 時	平成 30 年 9 月 21 日(金) 受付：午後 1 時 40 分 説明：午後 2 時
場 所	那覇市消防局 4 階 第 1 会議室 (那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号)

6 入札執行の日時・場所等

日 時	平成 30 年 10 月 10 日(水) 受付：午前 9 時 40 分 入札：午前 10 時
場 所	那覇市消防局 4 階 第 1 会議室 (那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号)
開 札	平成 30 年 10 月 10 日(水) ※入札実施後、引き続き開札を行う。
開札場所	那覇市消防局 4 階 第 1 会議室

7 入札時提出書類

提出書類	1 入札書(所定様式)
	2 委任状(代理人が入札をする場合)(所定様式)
提出書類	3 誓約書(所定様式)
	4 配置予定の技術者に関する資格(電気通信設備関係、情報処理関係、電気管理関係及びその他必要な資格免状)(写し)
	※上記 2～4 は、すべて入札日の受付時に提出すること。

8 入札保証金及び契約保証金

入 札 保証金	入札見積金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。 1 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。 2 過去2か年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結したことの証明を提出する場合
契 約 保証金	契約保証金の額は契約金額の100分の10以上とする。ただし、那覇市契約規則第30条第1項第1号又は3号に該当する場合は免除する。

9 入札の無効

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

無効の 入 札	1 入札に参加する資格のない者がした入札 2 委任状を持参しない代理人がした入札 3 入札書が所定の日時までに提出されない入札 4 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札 5 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札 6 明らかに連合、談合その他不正行為によってなされたと認められる入札 7 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札 8 入札書に記名、押印を欠いた入札 9 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札 10 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札 11 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札 12 その他入札に関する条件に違反した入札
------------	---

(2) 郵送による入札は、認めない。

10 入札参加資格要件の確認及び落札者の決定

入札参加 資格審査 及び 落 札 者 の 決 定	○開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効に入札をした者から順次順位を付する。 ○落札者については、入札書及び入札時提出書類に不備がないか確認を行った後に決定する。 ○落札者決定(予定)日：平成30年10月10日(水) ※落札結果は、那覇市消防局ホームページで公開します。 那覇市(消防局)ホームページ http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/fire/home.html 公開期間：平成30年10月11日(木)から10月12日(金) 午後5時まで
--------------------------------------	---

11 その他

(1) 入札説明会予定日または入札予定日に、暴風警報もしくは特別警報が発令された場合には、それぞれの開催日を延期する。

(2) 入札説明会予定日または入札予定日に、台風等により路線バスが運休とな

った場合、開催時間の2時間前までに運行が開始されないときは、それぞれの開催日を延期する。

- (3) 上記(1)、(2)により開催日が延期となった場合は、延期後の開催日時については消防局ホームページに掲載する。

12 お問い合わせ先

那覇市消防局 指令情報課 管理係 與那原、喜名、折笠
〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番8号
電話 098-868-9911 F A X 098-868-9912

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 8 号

平成 30 年 8 月 15 日

公 布 済

那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程(平成23年那覇市上下水道局規程第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>目次</u> <u>第1章 総則(第1条—第3条)</u> <u>第2章 安全衛生管理(第4条—第7条)</u> <u>第3章 衛生管理(第8条—第38条)</u> <u>第4章 那覇市上下水道局安全衛生委員会(第39条—第45条)</u> <u>第5章 雑則(第46条—第48条)</u> <u>付則</u> <u>(専門部会)</u> <u>第44条の2 委員会は、第40条に掲げる特定の事項を調査審議するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。</u> <u>2 専門部会に属する委員は、委員長が指名する。</u> <u>3 前2項に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合は、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規程は、平成30年8月15日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 20 号

平 成 3 0 年 8 月 3 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

指定（登録）番号	第 218 号
指定工事店名	アクティブ工業株式会社
営業所所在地	沖縄県浦添市内間五丁目 4 番 7 号
代表者氏名	仲嶺 真次
有効期間	自 平成27年 4 月 1 日 至 平成32年 3 月31日
異動年月日	平成 30 年 8 月 2 日
異動事由	営業所所在地の変更

那覇市上下水道局告示第 21 号

平 成 3 0 年 8 月 7 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
50	株式会社 信成工業	那覇市識名 2 丁目 9 番 17 号	西 信秋

那覇市上下水道局告示第 22 号

平成 30 年 8 月 8 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 2 号に基づき、次のとおり指定工事店を取り消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

指定（登録）番号	第 154 号
指定工事店名	株式会社信成工業
営業所所在地	沖縄県那覇市識名 2 丁目 9 番 17 号
代表者氏名	西 信秋
取消日	平成 30 年 7 月 31 日
取消理由	事務所閉鎖のため

那覇市上下水道局告示第 23 号

平成 30 年 8 月 17 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
461	イトス設備工業	うるま市石川東山本町 二丁目 9 番 8 号	糸刈 学	平成 30 年 8 月 15 日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 2 号

平 成 3 0 年 8 月 1 5 日
掲 示 済

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の制定を求める沖縄県条例制定請求者署名簿の縦覧の期間及び場所について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条の 2 第 2 項の規定により縦覧に供する辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の制定を求める沖縄県条例制定請求者署名簿を関係人の縦覧に供します。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 松 田 義 之

縦覧の期間 平成 30 年 8 月 16 日～8 月 22 日
(8 時 30 分～午後 5 時)

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 12 階 会議室 B

那覇市選挙管理委員会告示第 3 号

平 成 3 0 年 8 月 1 5 日

掲 示 済

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の制定を求める沖縄県条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名の総数について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 95 条の 2 の規定により、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の制定を求める沖縄県条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名の総数を次のとおり告示します。

那覇市選挙管理委員会

委員長 松田 義之

1 署名し印をおした者の総数 23,657 人

2 有効署名の総数 21,802 人

農業委員会告示

那覇市農業委員会告示第 2 号

平 成 3 0 年 8 月 1 6 日

掲 示 済

那覇市農業委員会規程の一部を次のように改正する。

那覇市農業委員会会長 新垣 次夫

那覇市農業委員会規程の一部を改正する告示

那覇市農業委員会規程(昭和48年農業委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規程は、那覇市農業委員会(以下「委員会」という。)の円滑なる運営を図るため、その組織<u>および職員ならびに</u>所掌事務について定めるものとする。 (会長の任期) 第3条 [略] 2 会長が委員を辞任し、<u>または会長の職を辞したとき、その他会長が欠けるにいたったときは</u>、会長の選挙は、その欠けるに<u>いたった月</u>から10日以内にこれを行なわなければならない。 (会長の職務代理者) 第4条 会長が欠けたとき、<u>または事故があるときは</u>、委員のうちから委員があらかじめ選挙して定めた委員がその職務を代理する。 2 前条第1項の規定は、前項の職務代理者に準用する。この場合において、同規定中「会長」とあるは、「会長の職務代理者」と<u>読みかえる</u>ものとする。 (会議) 第6条 委員会の会議は、<u>第2条に掲げた委員全員の会議</u>(以下「会議」という。)とする。 2 [略] 第7条 会議は、<u>法6条第1項第1号から第3号まで、および同条2項第1号から第6号まで、ならびに同条第3項に規定する委員会の所掌に属せられた事項</u>を処理する。 (会長の職務権限) 第9条 委員会は、次に掲げる事項を会長に委任する。	(趣旨) 第1条 この規程は、那覇市農業委員会(以下「委員会」という。)の円滑なる運営を図るため、その組織<u>及び職員並びに</u>所掌事務について定めるものとする。 (会長の任期) 第3条 [略] 2 会長が委員を辞任し、<u>又は会長の職を辞したとき、その他会長が欠けるに至ったときは</u>、会長の選挙は、その欠けるに<u>至った月</u>から10日以内にこれを行なわなければならない。 (会長の職務代理者) 第4条 会長が欠けたとき、<u>又は事故があるときは</u>、委員のうちから委員があらかじめ選挙して定めた委員がその職務を代理する。 2 前条第1項の規定は、前項の職務代理者に準用する。この場合において、同規定中「会長」とあるは、「会長の職務代理者」と<u>読み替える</u>ものとする。 (会議) 第6条 委員会の会議は、委員全員の会議(以下「会議」という。)とする。 2 [略] 第7条 会議は、<u>農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)</u>第6条第1項第1号から第3号まで、<u>同条第2項及び同条第3項に規定する委員会の所掌に属させられた事項</u>を処理する。 (会長の職務権限) 第9条 [略]

(1) [略]	(1) [略]
(2) 職員の任免給与 <u>および</u> 服務に関する事項 (総会の所掌事務)	(2) 職員の任免給与 <u>及び</u> 服務に関する事項 (総会の所掌事務)
第11条 総会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) [略] (5) <u>法第6条第3項に掲げる事務のうち、行政庁の諮問に関する事項</u> (補助員)	第11条 [略] (1)～(4) [略]
第12条 <u>委員会の運営を円滑ならしめるため、補助員を置くことができる。</u>	
2 <u>補助員は、非常勤とする。</u>	
3 <u>補助員は、各農業改良組合の組合員中よりあてる。</u> (身分を示す証票)	(身分を示す証明書)
第13条 委員会の委員 <u>および</u> 職員が、その所掌事務を行なうため立入調査をするときの身分を示す <u>証票</u> を次のように定める。 [様式 別記]	第12条 委員会の委員 <u>及び</u> 職員が、その所掌事務を行なうため立入調査をするときの身分を示す <u>証明書</u> を次のように定める。 [様式 別記]
(公印)	(公印)
第14条 委員会、会長 <u>および</u> 事務局長の公印を次のように定める。	第13条 委員会、会長 <u>及び</u> 事務局長の公印を次のように定める。
[表 略] (公示)	[表 略] (公示)
第15条 委員会の公示は、那覇市役所、 <u>首里支所、真和志支所、小禄支所</u> の掲示場に掲示してこれを行なう。	第14条 委員会の公示は、那覇市役所の掲示場に掲示してこれを行なう。
(補則)	(補則)
第16条 この規程に定めるもののほか、職員の給与、分限 <u>および</u> 懲戒 <u>ならびに</u> 職責、公印取扱等については、市長事務部局の例による。	第15条 この規程に定めるもののほか、職員の給与、分限 <u>及び</u> 懲戒 <u>並びに</u> 職責、公印取扱等については、市長事務部局の例による。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この告示は、平成30年8月10日から施行する。

[改正前 別記]

様式(第13条関係)

表

[略]

[略]

昭和 年 月 日

[略]

6
センチ

裏

農業委員会等に関する法律(抜すい)

第29条 農業委員会は、その所掌事務を行なうため必要があるときは、農地等の所有者、耕作者その他の関係人に対し、その出頭を求めもしくは必要な報告を徴し、または委員もしくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員または職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

[改正後 別記]

様式(第13条関係)

表

[略]

[略]

年 月 日

[略]

5
センチ

農業委員会等に関する法律(抜すい)

第35条 農業委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、農地等の所

有者、農業者その他の関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員、推進委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。